

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八潮市長

市町村名 (市町村コード)	八潮市 (112348)
地域名 (地域内農業集落名)	中川周辺地区 (下二丁目、下木曾根、南川崎など)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市の農業は、首都近郊という立地条件を活かし、新鮮さを売り物にした軟弱野菜等の生産を中心としている。一方では、農業従事者の高齢化と急激な都市化は、将来の本市農業の在り方に影響を与えており、若手農業者である担い手の確保と育成が課題である。

中川周辺地区の課題としては、同一所有者の農地が分散していて非効率、敷地境界が不明瞭、道路が未整備、農地に高低差があり排水路も未整備であるため大雨の際に地区が水没する、高齢化による耕作放棄地の増加、それに伴うゴミの不法投棄も散見される等が挙げられる。中川周辺地区地域全体で農地を活用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理事業を活用し、地区内外の担い手、新規就農者の積極的な確保、効率的な農地の集積・集約化、優良農地の保全、遊休農地の解消を図ることにより、地域住民への農産物の供給や集客力のある観光農園の展開等、地域における心のオアシスとしての農業を実現する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.091 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.091 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

第1種農地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域での話し合いで地区内農地の情報を共有し、認定農業者を中心とした担い手への農地集積・集約を進め、現在進行しつつある遊休農地増加の防止のため、整備を検討・推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の意向を確認しつつ、農地中間管理機構を積極的に活用し、段階的に農地の集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地の区画拡大など、農業を継続できる環境を整えるための基盤整備を検討・推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体（兼業農家を含む）を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところは未定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

施設設置の補助金等を活用して、施設栽培を推進していく。